



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 陽 商 会
代 表 者 取締役社長兼社長執行役員
田 中 和 夫
(コード番号：8011 東証第1部)
問 合 せ 先 常務取締役兼常務執行役員
経理財務本部長 大槻 滋 樹
TEL：(03) 3357-4122

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月15日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の当社第64期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に鑑み、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。
- (2) 株主の皆様の利便性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第4条について所要の変更を行い、公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 現行の当社取締役会の体制等に鑑み、取締役の員数の見直しを行うものであります。(変更案第19条)
- (4) 会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当制度を導入するため変更案第32条を新設するものであります。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲に定めるため変更案第12条を新設するものであります。
株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第17条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第23条を新設するものであります。
取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議により法令の範囲内で責任免除が行える旨並びに社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため変更案第30条を新設するものであります。
その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の新設、移設、削除ならびに引用条文、条数および字句の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年3月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成19年3月29日(木)

以 上

別紙

(下線_部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は株式会社三陽商会と称し、英文では SANYO SHOKAI LTD. とする。	第 1 条 < 現行どおり >
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. レインコート、その他のコート類、各種衣料、	1. レインコート、その他のコート類、各種衣料、
繊維製品および装飾雑貨類の製造、販売	繊維製品および装飾雑貨類の製造、販売
2. 防水布、合成樹脂製品および皮革製品の製造、	2. 防水布、合成樹脂製品および皮革製品の製造、
販売	販売
3. 酒類、清涼飲料水および食品の販売	3. 酒類、清涼飲料水および食品の製造、販売
4. <u>ステビアを使用した健康食品および清涼飲料</u>	< 削除 >
水の製造、販売	
5. 時計、眼鏡、宝石、喫煙具類および絵画等美	4. 時計、眼鏡、宝石、喫煙具類および絵画等美
術品の販売	術品の販売
6. 文房具類、日用雑貨類、レジャー用品、化粧	5. 文房具類、日用雑貨類、レジャー用品、化粧
品および家具その他のインテリア用品の製造、	品および家具その他のインテリア用品の製造、
販売	販売
7. 前各号の製品、原材料の輸出入	6. 前各号の製品、原材料の輸出入
8. 飲食店の経営	7. 飲食店の経営
9. 理髪店、美容室、エステティックサロンの経営	8. 理髪店、美容室、エステティックサロンの経営
10. 理髪、美容業のコンサルタント業務	9. 理髪、美容業のコンサルタント業務
11. 一般自動車運送業	10. 一般自動車運送業
12. 事務機械等の総合リース業	11. 事務機械等の総合リース業
13. 不動産の管理および賃貸業	12. 不動産の管理および賃貸業
14. 店舗および室内装飾の設計、管理、施工	13. 店舗および室内装飾の設計、管理、施工
15. 古物、骨とう品の売買	14. 古物、骨とう品の売買
16. 前各号に附帯関連する一切の業務	15. 前各号に附帯関連する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。	第 3 条 < 現行どおり >
< 新設 >	(機関の設置)
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。	第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は 4 億株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4 億株とする。
< 新設 >	(株券の発行)
(自己株式の取得)	第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。
第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	< 削除 >
(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第 7 条 当社の 1 単元の株式数は 1,000 株とする。 当社は、1 単元に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第 8 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きならびに手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式事務の取扱いにつき名義書換代理人を置く。</p> <p>— <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u></p> <p>— <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期日の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>— <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条の2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は毎年3月に招集し、<u>臨時株主総会は必要に応じてその都度これを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長は取締役会長または取締役社長のうち取締役会により選任されたものがこれにあたる。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>— <u>議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の<u>氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、株主の権利行使の手続その他株式に関する手続きならびに手数料は、取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第12条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>3. 単元未満株式買増請求をする権利</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 <現行どおり></p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印または電子署名して当会社に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社は取締役23名以内を置く。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数によりこれを行うものとする。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>取締役会はその決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等、各若干名を定めることができる。</p>	<p>(決議の要件)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のために選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会はその決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等、各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい代表権ある他の取締役がこれに代わる。前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>— 取締役会については本定款によるほか取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名して当会社に備え置く。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 当社は監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第24条 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数によりこれを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第26条 <u>当社は常勤の監査役1名以上を置く。</u></p> <p>— <u>前項の常勤の監査役は、監査役の互選によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第27条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。監査役会については本定款によるほか監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役は、これに記名捺印または電子署名して当会社に備え置く。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>— <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第24条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u><削除></u></p> <p style="text-align: center;">監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第29条 <u><現行どおり></u></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>(決算期)</u></p> <p>第29条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第30条 利益配当金は毎決算期日の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録質権者に支払う。 利益配当金は支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p><u>(転換社債の転換の時期)</u></p> <p>第31条 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当については、転換の請求をしたときが属する営業年度の初めにおいて転換があったものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第31条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第34条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>